

地域再生協議会について

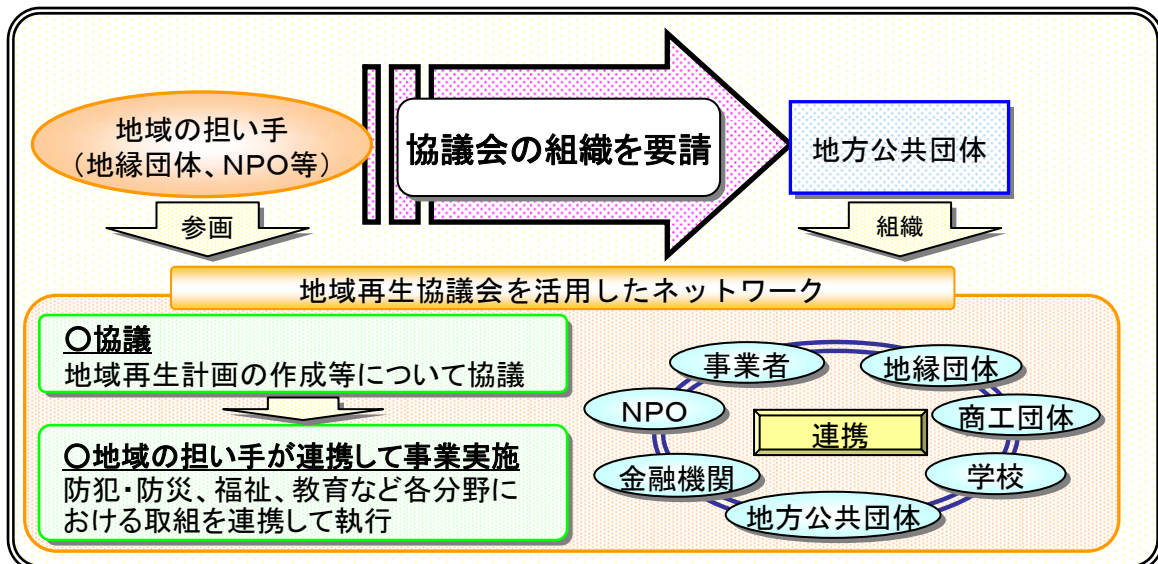
地域再生を推進するにあたっては、地方公共団体の他、地域の様々な関係者が連携して取り組むことが重要です。そこで、これらの関係者が連携して地域の再生を推進できるようにするため、地方公共団体が地域再生の推進について関係者と協議する“地域再生協議会”が地域再生法で位置付けられています。

地域再生協議会

- 協議会は、構成員から広く地域の意見を集約
- 構成員は協議が調った事項を尊重

構成員

- ◎地方公共団体、◎地域再生計画の事業を実施する者
 - 地域再生計画に密接な関係を有する者
 - その他地方公共団体が必要と認める者
- (注) ・◎は必須、○は任意で地方公共団体が選定
・○は、具体的には自治会などの地縁団体、地域で活動するNPO、地元商店街や地域住民などが対象



- 地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して地域再生協議会を組織するよう要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができます。
- 地方公共団体は、地域再生計画を作成しようとする場合において、地域再生協議会を組織したときは、地域再生計画に記載する事項について協議会で協議をする必要があります。また、地域再生協議会での協議の概要は、地域再生計画の認定申請の際に添付することとなります。

Q 地域再生計画は、誰が作成し、認定申請するのですか？

A 地域再生計画の作成や認定申請は、全国の各地方公共団体（都道府県、市区町村）が行うことになっています。支援措置の活用をお考えの方は、地元の地方公共団体とよくご相談下さい。